



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料 一条グループ事件名古屋高裁で納税者勝訴！

～名古屋高裁は取引の実態を認め原審を維持、税務署長の控訴を棄却～

木造注文住宅の販売及び施工に関するノウハウを持ち、全国にフランチャイズを展開しているグループ会社間において、海外の関連会社との取引をめぐって東京と名古屋で課税処分を受け、争いとなっていたところ、名古屋高裁は納税者の主張を認め、課税庁側は上告を断念しました。原審の名古屋地裁判決書本文は裁判所のホームページに掲載されていますが、TAINSでは、ホームページでは省略されている克明な別紙資料も収録しています。(平成17年9月29日名古屋地裁・全部取消し Z888-1034、平成18年2月23日名古屋高裁・控訴人税務署長の請求棄却(確定) Z888-1080)。なお、関連する東京地裁・東京高裁(現在編集中)でも納税者側が全面勝訴しています。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

本件は、納税者がその保有するノウハウ等を海外の関係会社に譲渡し、譲渡対価を収益に計上したところ、税務署長はノウハウ等は親会社である一条工務店に帰属するもので、譲渡契約は実態を伴わない架空の取引であり、受領した金員は無償による資産の譲受けに係る受贈益に該当するとして課税処分を行いました。原審は納税者の主張を認容したため、税務署長が控訴したという事案です。

2. 名古屋高裁の判断

- (1) フランチャイズ契約においては、各種の形態が考えられ、資本や役員構成を共通にする複数の会社が、全体として対外的に統一的イメージを与えるグループ企業を構成している場合、これらが共同フランチャイザーとなって、フランチャイズ契約で定められた責務を分担することが十分にあり得ることを勘案すると、原判示のとおり、共同フランチャイザーである可能性を否定できず、本件各フランチャイズ契約における当事者の表示やノウハウ等の供与主体となるフランチャイザーの検討だけでは、経営システムの帰属主体を判定することはできない。
- (2) 被控訴人の設立は、親会社から建設技術等の業務部門を切り離して特化させるものであったことからすれば、経営システムのノウハウ等を被控訴人に譲渡することも十分に考え得ること、本件ノウハウ等の研究開発行為が被控訴人に在籍する従業員らによって行われてきたこと、また、ノウハウ等の開発研究費についても、ロイヤリティの支払をもって直ちにノウハウ等の開発研究費を親会社が負担しているものということとはできないこと、特許権が親会社に帰属しているからノウハウ等も同様であるとは必ずしもいえないことは原判示のとおりである。
- (3) 控訴人税務署長は、海外関連会社HRDが、本件譲渡契約を締結する経済的合理性がないなどと主張するが、HRDは、一条グループがさらなる発展を期すため、その企業戦略の一環として海外に設置されることとなった住宅関連技術等の研究開発部門であること等を考慮すると、本件譲渡契約の経済的合理性がないものとはいえず、控訴人の主張は採用できない。
- (4) 控訴人は、HRD設立の真の目的は同社の大株主に対する贈与税・相続税の回避先作りの一環であった可能性が高く、また、法人税等の軽減を図るためであると主張するが、贈与税・相続税回避の目的については、あくまでも控訴人の推測にすぎず、仮に法人税等の軽減を図るためにHRDを設立し譲渡契約を締結したとしても、HRD自体は実態のある会社組織であり、契約も実態を伴うものである以上、契約当事者にその意図があったことをもって、譲渡契約自体が仮装のものであると認めることはできない。
(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判50頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。